

船舶事故調査報告書

平成27年3月5日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄司 邦昭（部会長）
委員 小須田 敏
委員 根本 美奈

| | |
|---|---|
| 事故種類 | 乗組員負傷 |
| 発生日時 | 平成24年10月2日 07時40分ごろ |
| 発生場所 | 島根県浜田市浜田漁港 浜田漁港西内防波堤灯台から真方位118°670m付近 (概位 北緯34°53.5′ 東経132°03.9′) |
| 事故調査の経過 | 平成24年10月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | 漁船 第二金比羅丸、19トン NS2-15591（漁船登録番号）、個人所有 19.15m(Lr)×3.80m×1.68m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数160、昭和59年3月26日 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 男性 52歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和56年4月23日 免許証交付日 平成20年4月10日 (平成25年4月14日まで有効) 甲板員 男性 29歳 |
| 死傷者等 | 重傷 1人(甲板員) |
| 損傷 | 船尾部集魚灯支柱に曲損 |
| 事故の経過 | 本船は、船長（以下「本件船長」という。）及び甲板員ほか1人が乗り組み、本件船長が操舵室で操船に当たり、浜田漁港4号岸壁に右舷着けの漁船（以下「A船」という。）の船首方の岸壁に右舷着けするため、機関を微速力前進にかけてA船の左舷方から接近し、左舵を取って左回頭を始めた。 甲板員は、船尾甲板で係留作業の準備中、平成24年10月2日07時40分ごろ本船の右舷船尾部の集魚灯支柱とA船の左舷船首部との間に挟まれた。 甲板員は、救急車で病院に搬送され、左腸骨、右肋骨骨折等と診断された。 (付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船右舷船尾部 参照) |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 |

| | |
|---|--|
| | 海象：潮汐 上げ潮の初期 |
| その他の事項 | <p>A船は、船首及び船尾から係留索を1本ずつ取って着岸し、水揚げの準備作業を行っていた。</p> <p>本件船長は、9月初旬から11月初旬にかけ、浜田漁港へほぼ毎日着岸していた。</p> <p>本件船長は、本事故後、左舵を取るのが遅かったと思った。</p> <p>本件船長及びA船の船長は、本事故時、本船の右舷船尾部で、A船の船首部を両手で押している甲板員を認めた。</p> |
| 分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析 | <p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、浜田漁港4号岸壁に着岸作業中、船尾甲板で係留作業の準備をしていた甲板員が、本船右舷船尾部の集魚灯支柱とA船の左舷船首部との間に挟まれたことから、負傷したものと考えられる。</p> <p>甲板員は、本船の船尾部がA船の船首部に接近した際、船尾部にある集魚灯支柱付近に立ち、A船の船首部を両手で押していたものと考えられるが、同人から情報が得られなかったため、負傷するに至る状況については明らかにすることはできなかった。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、本船が、浜田漁港4号岸壁に着岸作業中、船尾甲板で係留作業の準備をしていた甲板員が、本船右舷船尾部の集魚灯支柱とA船の左舷船首部との間に挟まれたため、発生したものと考えられる。</p> |
| 参考 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着岸作業等に従事するときには、日頃から、想定される危険な事態に対し、安全な場所及び安全な作業方法を検討しておくこと。 |

付図1 事故発生経過概略図

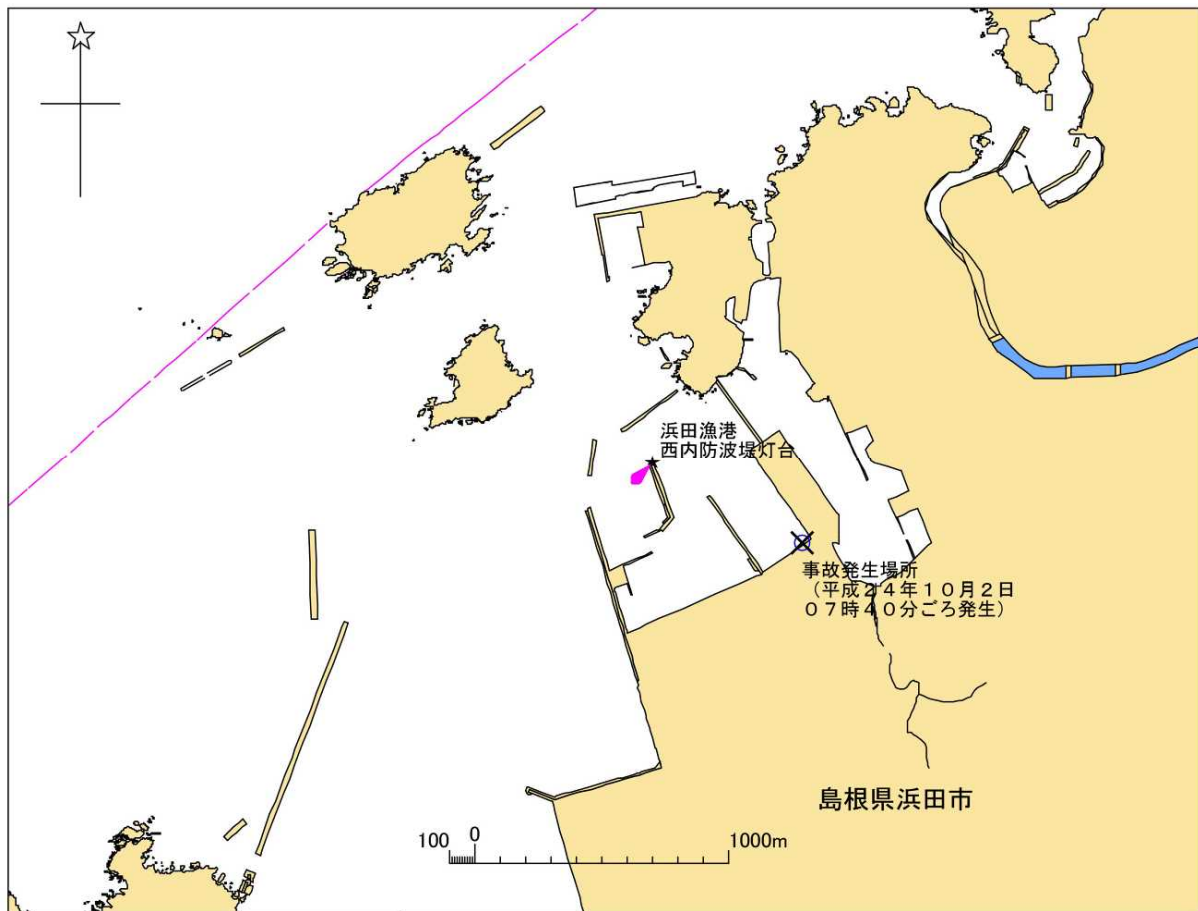


写真1 本船右舷船尾部



集魚灯支柱